

第1章 計画改定の基本的な考え方（P 1～P 5）

1 計画改定の趣旨

○「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」（第4次改定版）が令和6年度をもって終了するにあたり、「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」と一体化し、DVに関する取り組みを追加するとともに、計画名を「福島県困難な問題を抱える女性への支援並びにDVの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」へ改定した。

○困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援のため、関係機関との連携を行い、相談支援体制の構築と環境整備に取り組む。

2 本計画における対象支援者

○「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

※女性支援法第2条に定める対象者

○DV防止法第1条各項で定義される被害者

3 計画の位置付け

女性支援法第8条及びDV防止法第2条の3に規定される県基本計画

4 計画期間

現計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

DV防止基本計画第5次改定の計画期間も終期と同じとするため令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

5 計画策定のための支援体制

○県と市町村は、女性支援法第3条の基本理念にのっとり、同法第4条において困難女性への支援のために必要な施策を講ずる責務がある。また、DV防止法第2条において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る責務がある。

○県・市町村・県女性のための相談支援センター・女性相談支援員・DVセンター・民間団体・関係機関のそれぞれの役割について位置付けた。

第2章 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援の状況（P 6～P 24）

1 女性を取り巻く社会的背景

新型コロナウイルス感染拡大等、社会的に大きな変化が起きる際に女性をめぐる困難な問題が顕在化するため、支援体制整備が必要

○女性に関する県民の意識

男性は仕事優先、女性は家庭生活及び地域活動優先という傾向

○雇用と経済状況

県内の女性の賃金は、いずれの年代も男性を下まわっている。

○暴力及び性暴力等による被害の状況

県内の配偶者暴力に関する相談件数の9割以上が女性からの相談

○「予期せぬ妊娠」等、困難な問題を抱える若年女性

・仕事や経済的な問題、性的な被害等により、妊娠の継続や中絶、出産に向けた準備等の相談を受けることができない女性の存在

・若年女性は、悩みを抱え込む傾向が強く相談や支援に繋がりにくい。

2 DV被害に関する社会的背景

警察への配偶者からの暴力相談は増加傾向。女性だけでなく男性等の相談も一定数存在する。

3 福島県全体の相談対応状況

○女性相談支援員による相談対応状況

- ・近年増加傾向にあり「夫等からの暴力」「離婚問題」の順で多い。
- ・家庭状況、社会経済、病気などの悩みに関する相談が寄せられている。

○関係機関による相談対応状況

- ・S A C R Aふくしまでは、性的暴力等被害の相談を受けているが、相談者の約8割が女性。福島県男女共生センターにおいては、約6割が女性からの相談となっている。
- ・民間団体においても女性からの相談対応にあたっている。

○一時保護、長期保護の状況

それぞれ、利用者の延べ人数は、高い水準で推移している（DV等中心）

○民間団体の活動状況

・県内では、「認定NPO法人ウイメンズスペースふくしま」と「いわきふれあいサポート」が女性支援を主として行っている。

第3章 計画の基本理念・基本目標（P 25～P 29）

基本
理念

女性の人権が尊重され、女性が安心して、
かつ自立して暮らせる社会の実現

基本
目標

- 1 女性の人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成
- 2 安心して相談できる支援体制の充実
- 3 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施
- 4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備

第4章 具体的な施策（P 30～P 56）

() 番号は計画内容と同番号にしています

基本目標	実施項目	主な実施施策
I 女性の人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性の人権の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発 2 支援を必要とする女性等への啓発と専用窓口等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> (1)(2) 小学校・幼稚園、保育所等、中学校・高等学校等における性や人権・命に関する教育の推進 (3) 県民に向けた啓発・広報の実施 (1) 相談窓口の周知とアウトリーチを含めた多様な支援 (2) 居場所の提供 (3) 外国籍の女性やDV被害者、障がいのある方等への支援についての啓発 (4) 男性や同性カップル間に起きるDV被害についての普及啓発
II 安心して相談できる支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村における相談支援体制の充実 2 県保健福祉事務所における支援の充実 3 女性のための相談支援センターにおける支援の充実 4 女性支援等を行う民間団体の活動の充実 5 関係機関における支援 6 DVセンターにおける支援 7 県全体における全体調整 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談窓口の設置 (2) 女性相談支援員の配置 (3) 各法律に基づく基本計画の策定 (4) DVセンターの設置 (5) 民間団体・関係機関との連携 (6) 各法律に基づくネットワークの構築 (1) 女性相談支援員による相談対応 (5) 市町村への支援・調整 (6) 民間団体・関係機関との連携 (1) 県保健福祉事務所等への支援 (2) 女性相談支援員等の相談対応力向上のための研修の充実 (1) 民間団体の強みを生かした支援 (2) 県・市町村・関係機関との連携強化等 (1)(2)(4)～(6) 医療機関、弁護士会、警察、児童相談所等による支援 (3) 民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員の協力 (1) DVセンター機能の充実 (2) DVセンターと関係機関との連携 (3) 市町村における相談体制整備への支援 (1) 関係機関との情報共有及び協議 (2) 関係機関との連携による支援の充実

基本目標	実施項目	主な実施施策
III 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施	1 困難な問題を抱える女性の保護 2 困難な問題を抱える女性やDV被害者への法的手手続きへの支援 3 保護命令制度等司法手続きについての支援 4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の心身の回復 5 同伴児童への支援 6 多様な背景を持つ困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援	(1) 安全な移送の確保 (2) 保護・緊急避難の実施 (4) 一時保護委託先の拡充及び民間団体等との連携 (8) 個別支援のための計画策定の在り方に関する検討 (1) 生活再建、安全確保のための法的手手続きの周知 (3) 法的手手続きが必要な場合の女性センターや女性相談支援員の対応 (1) 保護命令等司法制度の周知 (2) 保護命令の通知を受けた場合の警察の対応 (3) 保護命令の通知を受けた場合のDVセンターの対応 (1) 医学的・心理学的支援の充実 (2) 医療費に関する手続き支援 (1) 同伴児童への心身のケア (2) 同伴児童の学習の支援 (1) 外国籍の女性への支援 (2) 障がいがある方への支援 (3) 性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援 (4) 男性や同性カップル間のDV被害への支援
IV 困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備	1 女性センターにおける支援 2 就労の支援 3 地域での生活に向けた支援 4 同伴児童への支援 5 地域におけるアフターケア	(1) 日常生活の回復支援 (3) 自立生活準備のためのケースマネジメント (1)(2) 就労支援、職業訓練の実施 (1)～(9) 住宅の確保、生活保護、生活困窮者自立支援事業、地域における活動支援等 (2) 就学支援と安全確保 (1) 県保健福祉事務所及び女性相談支援員設置市等によるアフターケア (2) 市町村による支援 (5) その他関係機関による支援 等

第5章 具体的目標及びモニタリング指標 (P57～P58)

具体的目標 (数値目標)	モニタリング 指標	女性相談支援員による相談件数	モニタリング
		DVセンターによる相談件数	モニタリング
		関係機関・民間団体による相談件数	モニタリング
		保護件数	モニタリング
		支援調整会議設置市町村数	増加を目指す
		協議会設置市町村数	増加を目指す